(11)特許出願公開番号

(12) 公開特許公報(A)

(19) 日本国特許庁(JP)

特開2012-23180 (P2012-23180A)

(43) 公開日 平成24年2月2日 (2012. 2. 2)

(51) Int.Cl.			FI			テーマコード (参考)
HO1L 3	31/04	(2006.01)	HO1L 3	31/04	Е	5 F 1 5 1

審査請求 未請求 請求項の数 11 OL (全 20 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2010-159517 (P2010-159517) 平成22年7月14日 (2010. 7. 14)	(71) 出願人	306037311 富士フイルム株式会社
			東京都港区西麻布2丁目26番30号
		(74)代理人	100073184
			弁理士 柳田 征史
		(74)代理人	100090468
			弁理士 佐久間 剛
		(72)発明者	向井 厚史
			神奈川県足柄上郡開成町牛島577番地
			富士フイルム株式会社内
		(72)発明者	青野成彦
			神奈川県足柄上郡開成町牛島577番地
			富士フイルム株式会社内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】電子デバイス用基板および該基板を備えた光電変換装置

(57)【要約】

【課題】絶縁層付金属基板上に裏面電極を備えた、裏面 電極と金属基板との絶縁性の良好な電子デバイス用基板 を得る。

【解決手段】金属基板10の表面に陽極酸化アルミナ膜14 を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なくとも一 辺に切断端面15a、15bを有する絶縁層付金属基板15と、 該絶縁層付金属基板15上の切断端面15a、15bよりも200 μm以上内側にのみ設けられた電極層20とから電子デバ イス用基板1を構成する。 【選択図】図1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なく とも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と、

該絶縁層付金属基板上の前記切断端面よりも200µm以上内側にのみ設けられた電極層とを備えていることを特徴とする電子デバイス用基板。

【請求項2】

前記電極層が、前記切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えられていることを特徴とする請求項1記載の電子デバイス用基板。

【請求項3】

前記金属基板が、Alよりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、Al材とが一体化されてなるものであることを特徴とする請求項1また は2記載の電子デバイス用基板。

【請求項4】

前記金属基材が、鉄鋼材であることを特徴とする請求項3記載の電子デバイス用基板。 【請求項5】

金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なく とも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と、

該絶縁層付金属基板上の前記陽極酸化アルミナ膜上に一様に形成されてなる電極層とを 備え、

前記電極層が、前記絶縁層付金属基板の前記切断端面よりも200µm以上内側の所定 位置で、端面領域と内側領域とに電気的に分離されていることを特徴とする電子デバイス 用基板。

【請求項6】

前記所定位置が、前記切断端面よりも300µm以上内側に位置していることを特徴と する請求項5記載の電子デバイス用基板。

【請求項7】

前記金属基板が、Alよりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、Al材とが一体化されてなるものであることを特徴とする請求項5また は6記載の電子デバイス用基板。

【請求項8】

請求項1から4いずれか1項記載の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 とを備え、

前記電極層、前記光電変換層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とする光電変換装置。

【請求項10】

請求項5から8いずれか1項記載の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 とを備え、

前記光電変換層および前記透明電極層が、前記電極層と共に、前記所定位置で、端面領 域と内側領域とに分離されており、該内側領域に形成された、前記電極層、前記光電変換 層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とする光電変換 装置。

【請求項11】

前記光電変換層が、化合物半導体からなるものであり、

該光電変換層と前記透明電極層との間にバッファ層を備えてなることを特徴とする請求 項9または10記載の光電変換装置。

30

20

10

40

前記金属基材が、鉄鋼材であることを特徴とする請求項9記載の電子デバイス用基板。 【請求項9】

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、太陽電池、TFT等の電子デバイス用の基板およびその基板を備えた光電変 換装置に関するものである。

【背景技術】

[0002]

従来、太陽電池においては、バルクの単結晶Siまたは多結晶Si、あるいは薄膜のア モルファスSiを用いたSi系太陽電池が主流であったが、近年Siに依存しない化合物 半導体系太陽電池の研究開発がなされている。化合物半導体系太陽電池としては、GaA s系等のバルク系と、Ib族元素とIIIb族元素とVIb族元素とからなるCIS(Cu - I n - Se)系あるいはCIGS(Cu - In - Ga - Se)系等の薄膜系とが知られてい る。CIS系あるいはCIGS系は、光吸収率が高く、高い光電変換効率が報告されてお り、モジュール製造コストを下げることができる次世代の太陽電池として注目されている

[0003]

太陽電池モジュールを構成する基板としては、例えば、アルミニウム上に陽極酸化アル ミニウム(アルミナ)が形成されてなる基板を用いることが提案されている(特許文献1 、特許文献2等)。アルミナを絶縁層にすることで集積化が可能になるため、モジュール 製造コストを下げることができ、また、フレキシブル化が可能で、ロール・トゥ・ロール 方式を採用することができ、さらなる低コストが可能となると期待されている。

20

30

40

10

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

- 【特許文献1】特開2009-132996号公報
- 【特許文献 2 】特開 2 0 0 9 2 6 7 3 3 6 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

 $\begin{bmatrix} 0 & 0 & 0 & 5 \end{bmatrix}$

本出願人は、アルミニウム基板の一面を陽極酸化した基板では、基板上に各種膜を形成 する際の加熱プロセスでの熱膨張差による反り、クラック発生防止のため線熱膨張係数が CIGS層に近い金属基材とアルミニウム材とのクラッド材のアルミニウムの表面に陽極 酸化膜を備えた基板を用いることを特願2010-053202号等において提案してい る。

[0006]

本発明者は、上記アルミクラッド材上に陽極酸化アルミ膜を備えてなる可撓性の長尺基 板を用いてロール・トゥ・ロール方式にて集積化光電変換装置を形成する工程、およびそ の光電変換特性等について鋭意検討を行い、集積化のためのパターニングプロセスを含む 光電変換素子形成工程後に、素子形成された基板を1モジュールに切断する際、陽極酸化 アルミ膜上に形成される裏面電極と陽極酸化アルミ膜下の金属基材とが短絡する、あるい は素子の絶縁破壊電圧が低下するという不具合が発生することを見出した。

【 0 0 0 7 】

裏面電極と金属基材間が短絡するとモジュールとして使用できず、絶縁破壊電圧の低下 は光電変換素子の機能を低下させることとなり好ましくない。なお、絶縁基板上に設ける ことが好ましい他の電子デバイスについても、可撓性デバイスとするためには同様の問題 が生じると考えられる。

【 0 0 0 8 】

本発明は上記問題に鑑みてなされたものであり、基板上へ電子デバイスを形成する工程 中に絶縁破壊を生じて電子デバイスが駆動不能となる恐れが低い、電子デバイス用の基板 を提供することを目的とするものである。また、本発明は、そのような基板を備えた光電 【課題を解決するための手段】

[0009]

アルミと他の金属からなるクラッド材のアルミ上に陽極酸化膜を備えてなる絶縁層付金 属基板の切断工程には、押し切りカッターやダイシングソーが用いられるが、本発明者ら は、この切断時に陽極酸化膜がダメージを受け、絶縁層上に形成されている電極層下で亀 裂が広がっていることを見出した。亀裂が生じると、裏面電極の破片が裏面電極と基板の 金属層の間で接触し、短絡現象が生じる場合があること、また、亀裂部では、裏面電極と 基板の金属層との間に空気層が生じることとなり、この空気層により、部分放電電圧が下 がることを見出した。また、さらに、切断に伴い生じる亀裂発生範囲が切断部から限定的 な範囲にあることを見出した。本発明はこれらの知見に基づいてなされたものである。 【0010】

本発明の第1の電子デバイス用基板は、金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なくとも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と

該絶縁層付金属基板上の前記切断端面よりも 2 0 0 μ m 以上内側にのみ設けられた電極 層とを備えていることを特徴とするものである。

【0011】

前記電極層が、前記切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えられていることより 望ましい。

[0012]

前記金属基板が、Alよりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、Al材とが一体化されてなるものであることが望ましい。

【0013】

前記金属基材としては、特に鉄鋼材が好ましい。

【0014】

本発明の第2の電子デバイス用基板は、金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えて なる絶縁層付金属基板であって、少なくとも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と

該絶縁層付金属基板上の前記陽極酸化アルミナ膜上に一様に形成されてなる電極層とを 30 備え、

前記電極層が、前記絶縁層付金属基板の前記切断端面よりも200µm以上内側の所定 位置で、端面領域と内側領域とに電気的に分離されていることを特徴とするものである。 【0015】

前記所定位置が、前記切断端面よりも300µm以上内側に位置していることが望ましい。

【0016】

前記金属基板が、Alよりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、Al材とが一体化されてなるものであることが望ましい。

【0017】

前記金属基材としては、特に鉄鋼材が好ましい。

【0018】

本発明の第1の光電変換装置は、本発明の第1の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 とを備え、

前記電極層、前記光電変換層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とするものである。

[0019]

本発明の第2の光電変換装置は、本発明の第2の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 50

40

10

(5)

とを備え、

前記光電変換層および前記透明電極層が、前記電極層と共に、前記所定位置で、端面領 域と内側領域とに分離されており、該内側領域に形成された、前記電極層、前記光電変換 層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とするものであ る。

[0020]

光電変換装置としては、前記光電変換層が化合物半導体からなり、該光電変換層と前記 透明電極層との間にバッファ層を備えていることが望ましい。

【発明の効果】

[0021]

本発明の第1の電子デバイス用基板は、陽極酸化膜を絶縁層として表面に備えてなる絶 縁層付金属基板上の、切断端面よりも200µm以上内側にのみ電極層が設けられている ので、切断時に切断端面近傍に生じる亀裂の影響をほとんど受けることなく、耐電圧性に 優れている。基板上に電子デバイスを形成した場合においても、金属基板と陽極酸化膜上 の電極層との間の絶縁性が良好であるため、駆動不能な電子デバイスとなる恐れが低く、 本発明の基板を用いれば電子デバイスの製造効率を向上させることができる。

【0022】

本発明の第2の電子デバイス用基板は、陽極酸化膜を絶縁層として表面に備えてなる絶 縁層付金属基板上の電極層が、切断端面よりも200µm以上内側の所定位置で、端面領 域と内側領域とに電気的に分離されているので、基板内側領域の電極層は、切断時に切断 端面近傍に生じる亀裂の影響をほとんど受けることなく、耐電圧性に優れている。基板の 基板内側領域の電極層上に電子デバイスを形成した場合においても、金属基板と基板内側 領域の電極層との間の絶縁性が良好であるため、駆動不能な電子デバイスとなる恐れが低 く、本発明の基板を用いれば電子デバイスの製造効率を向上させることができる。

[0023]

本発明の第1および第2の光電変換装置は、上記本発明の電子デバイス用基板を備えて いるので、絶縁破壊の耐電圧特性に優れ、高い信頼性を有する。

【図面の簡単な説明】

[0024]

【図1】第1の実施形態の電子デバイス用基板の概略構成を示す斜視図

【図2】電子デバイス用基板1の端部領域および電極層形成領域を示す断面図

【図3】第1の実施形態の電子デバイス用基板の設計変更例を示す斜視図

【図4】第2の実施形態の電子デバイス用基板の概略構成を示す斜視図

【図5】第3の実施形態の電子デバイス用基板の概略構成を示す斜視図

【図6】電子デバイス用基板3の端部領域および電極層形成領域を示す断面図

【図7】第1の実施形態の光電変換装置の一部を示す断面図

【図8】図7の光電変換装置に備えられている電子デバイス用基板を示す斜視図

【図9】第2の実施形態の光電変換装置の一部を示す断面図

【図10】切断端面近傍の顕微鏡写真

【図11】亀裂侵入長の確率分布を示すグラフ

【図12】検証実験における抵抗測定方法を示す模式図

【発明を実施するための形態】

[0025]

以下、本発明の電子デバイス用基板および光電変換装置の実施形態について図面を用い て説明するが、本発明はこれに限られるものではない。なお、視認しやすくするため、図 面中の各構成要素の縮尺等は実際のものとは適宜異ならせてある。

【0026】

本発明の電子デバイス用基板の実施形態について説明する。本発明の電子デバイス用基 板は、絶縁層付金属基板上に光電変換回路等の電子デバイスを形成しうる電極層が設けら れてなるものである。

30

10

20

[0027]

「第1の実施形態の電子デバイス用基板」

図1は第1の実施形態の電子デバイス用基板1を模式的に示す斜視図である。

【0028】

本実施形態の電子デバイス用基板1は、金属基板10と、その表面に備えられた絶縁層 14とからなる絶縁層付金属基板15と、その絶縁層14上に設けられた電極層20とを 備えてなる。

[0029]

金属基板10は、A1材とは異なる金属からなる基材11と、A1材12とが貼り合わ されて一体化されてなるものである。なお、金属基板10としては、少なくとも一面にA 1層を備えてなるものであればよく、本実施形態のようにA1材とは異なる金属とA1材 とが一体化されたもののみならず、A1材のみからなるものであってもよい。 【0030】

なお、金属基板10は、基材11とA1材12とを、加圧接合により一体化したもので あることが好ましい。特に加圧接合時に、加熱を行うことなく接合したものであることが 好ましい。ここで、加熱を行うことなく接合するとは、外的に熱を加えることなく常温下 で接合を行うことを意味する。

【0031】

基材11は、Alよりも線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が高い金属からなるものであることが望ましい。

【0032】

基材11の材質は、A1よりも線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が高い金属であることが望ましく、絶縁層付金属基板15とその上に設けられる電子デバイスの材料特性から応力計算結果により適宜選択することができる。電子デバイスとして、化合物半導体系太陽電池を構成する光電変換回路を想定した場合には、鋼材もしくはTi 材が好ましい。好ましい鋼材としては、例えばオーステナイト系ステンレス鋼(線熱膨張係数:17×10⁶/)、炭素鋼(10.8×10⁶/)、およびフェライト系ステンレス鋼(10.5×10⁶/)、42インバー合金やコバール合金(5×10⁶/)、36インバー合金(<1×10⁶/)等が挙げられる。Ti材としては、例 えば、Ti(9.2×10⁶/)を用いることができるが、純Tiに限らず、展伸用 合金であるTi-6A1-4V、Ti-15V-3Cr-3A1-3Snについても、線 熱膨張係数はTiとほぼ同様であるため、好ましく用いることができる。

【0033】

基材11の厚さは、製造プロセス時と稼動時のハンドリング性(強度と可撓性)により、任意に設定可能であるが、10µm~1mmであることが好ましい。 【0034】

A1材12の主成分としては、純粋な高純度A1や日本工業規格(JIS)の1000 系純A1でもよいし、A1 - Mn系合金、A1 - Mg系合金、A1 - Mn - Mg系合金、 A1 - Zr系合金、A1 - Si系合金、およびA1 - Mg - Si系合金等のA1と他の金 属元素との合金でもよい(「アルミニウムハンドブック第4版」(1990年、軽金属協 会発行)を参照)。また、純粋な高純度A1に、Fe、Si、Mn、Cu、Mg、Cr、 Zn、Bi、Ni、およびTi等の各種微量金属元素が固溶状態で含まれていてもよい。 A1合金中のA1以外の成分の総量、あるいは、A1以外の不純物の総量としては、10 wt%未満であること、すなわちA1純度が90wt%以上であることが、陽極酸化処理 後の陽極酸化部分の絶縁性を担保する上で好ましい。特に、200V以上の高電圧が印加 されたときにリーク電流をより抑制するためには、A1純度が99wt%以上であること がより好ましい。

【0035】

A 1 材 1 2 の厚さは、適宜選択できるが、絶縁層付金属基板 1 5 とした形態において 0 . 1 ~ 5 0 0 µ m が好ましい。 10

20



[0036]

絶縁層14は、金属基板10のA1材12の表面を陽極酸化することにより形成された 陽極酸化膜(陽極酸化アルミナ膜)からなる。陽極酸化膜は、特にはポーラス構造を有す る、所謂ポーラスアルミナであることが好ましい。

【0037】

陽極酸化は、金属基板10を陽極とし、陰極と共に電解液に浸漬させ、陽極陰極間に電 圧を印加することで実施できる。

【 0 0 3 8 】

陽極酸化処理前に、必要に応じてA1材12の表面は洗浄処理・研磨平滑化処理等を施 す。陰極としてはカーボンやA1等が使用される。電解質としては制限されず、硫酸、リ ン酸、クロム酸、シュウ酸、スルファミン酸、ベンゼンスルホン酸、およびアミドスルホ ン酸等の酸を、1種または2種以上含む酸性電解液が好ましく用いられる。陽極酸化条件 は使用する電解質の種類にもより特に制限されない。条件としては例えば、電解質濃度1 ~80質量%、液温5~70、電流密度0.005~0.60A/cm²、電圧1~2 00V、電解時間3~500分の範囲にあれば適当である。電解質としては、硫酸、リン 酸、シュウ酸、若しくはこれらの混合液が好ましい。かかる電解質を用いる場合、電解質 濃度4~30質量%、液温10~30、電流密度0.002~0.30A/cm²、お よび電圧20~100Vとすることが好ましい。

【 0 0 3 9 】

陽極酸化処理時には、A1材12の表面から略垂直方向に酸化反応が進行し、A1材1 2 表面に陽極酸化膜14が生成される。前述の酸性電解液を用いた場合、陽極酸化膜14 は、多数の平面視略正六角形状の微細柱状体が隙間なく配列し、各微細柱状体の中心部に は丸みを帯びた底面を有する微細孔が形成され、微細柱状体の底部にはバリア層(通常、 厚み0.02~0.1µm)が形成されたポーラス型となる。このようなポーラスな陽極 酸化膜は、非ポーラスな酸化アルミニウム単体膜に比較して膜のヤング率が低いものとな り、曲げ耐性や高温時の熱膨張差により生じるクラック耐性が高いものとなる。なお、酸 性電解液を用いず、ホウ酸等の中性電解液で電解処理すると、ポーラスな微細柱状体が配 列した陽極酸化膜でなく緻密な陽極酸化膜(非ポーラスな酸化アルミニウム単体膜)とな る。酸性電解液でポーラスな陽極酸化膜を生成後に、中性電解液で再電解処理するポアフ ィリング法によりバリア層の層厚を大きくした陽極酸化膜を形成してもよい。バリア層を 厚くすることにより、より絶縁性の高い被膜とすることができる。

[0040]

陽極酸化膜14は、一様な厚みで膜厚が5μm以上、50μm以下となるように形成す ることが望ましい。より好ましい膜厚は9μm以上、20μm以下である。 【0041】

陽極酸化膜14の厚みは、定電流電解や定電圧電解における電流、電圧の大きさ、およ び電解時間により制御可能である。

【0042】

電極層20は、絶縁層付金属基板15の絶縁層である陽極酸化膜14上に形成されており、特に、陽極酸化膜14の対向する二辺の端部領域Aを除く領域にのみ設けられている

【0043】

図 2 は、基板 1 5 の端部領域 A と電極層 2 0 の形成位置との関係を説明するための断面 図である。

【0044】

図2に示すように、電極層20は、端面15aから所定距離dの範囲である端部領域A には備えられておらず、距離dよりも基板内方にのみ形成されている。電極層20の形成 位置の端面15bからの距離も同様である。

【0045】

距離dは、200μm以上であり、300μm以上であることがより好ましい。

10

20

30

[0046]

なお、本実施形態のデバイス用基板1は、可撓性を有する長尺な基板が、巻き出し方向 に垂直に切断されてなるものである。すなわち、本実施形態のデバイス用基板1は、長尺 な金属基板に対してロール・トゥ・ロール方式により陽極酸化処理が行われ、さらにスパ ッタ等による電極層の形成もロール・トゥ・ロール方式により行われた後に、巻き出し方 向に垂直に切断されて作製される。

【0047】

図1に示す基板1において、端部領域Aを備えた対向する二辺は、長尺基板が長辺に垂 直に切断されて形成された辺である。すなわち、端面15a、15bは切断面である。 【0048】

作製工程において、絶縁層14上の端部領域Aにマスクを形成した状態で電極層を形成 した後に、マスクを除去することにより、端部領域Aを除く領域のみに電極層20を形成 することができ、端部領域A除く領域のみに電極層20を備えたものとすることができる

【0049】

あるいは、端部領域Aにマスクを形成することなく、絶縁層14上に一様に電極層を形成し、切断予定位置から距離dの範囲の電極層を除去し、その後、切断予定位置で切断することにより、端部領域Aを除く領域のみに電極層を備えたものとしてもよいし、所望の位置で切断した後に、切断端面から距離dの範囲の端部領域Aに形成された電極層をレーザースクライブ等により除去することにより、端部領域A除く領域のみに電極層20を備えたものとしてもよい。

【0050】

電極層を、切断端面よりも200µm以上内側にのみ備えることにより、切断に伴い陽 極酸化膜14に生じる亀裂の影響をほとんど受けず、電極層20と金属基板10間で高い 絶縁性を維持できることを発明者らは見出している(後記検証実験参照。)。

【 0 0 5 1 】

さらには、電極層を、切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えることにより、上述の亀裂の影響をさらに低減することができることを見出している。

【 0 0 5 2 】

また、本発明者らは、絶縁層付金属基板上に電子デバイスを形成し、駆動させた場合に 、所定の条件下において絶縁層表面上から金属基板へ電流が流れる(表面リーク電流)現 象が生じることを見出した。また、そのような表面リーク電流を抑制するためには、切断 面よりも300μm以上内側において電子デバイスを形成することが好ましいことを見出 している。

[0053]

以上のように、本実施形態の電子デバイス用基板は、十分な絶縁性が担保された領域に 電極層が設けられているので、該基板上に設けられる電子デバイスの信頼性を高めること ができる。

【0054】

なお、上記実施形態において、電極層20は一様な層として記載されているが、基板上 に設けられる電子デバイスに応じて種々のパターン状に形成されていてもよい。例えば、 デバイスとして集積化太陽電池を設ける場合には、一様な電極層に複数の短冊状電極分離 するスクライブラインが設けられてなるパターン状の電極層を備えるものとすればよい(図8参照)。また、電子デバイス用基板を配線基板として用いる場合には、配線状パター ンの電極層を備えるものとすればよい。

[0055]

電極層20の材料は電極として用いることができる材料であれば特に制限されない。また、その成膜方法も特に制限されず、電子ビーム蒸着法やスパッタリング法等の気相成膜 法が挙げられる。

【0056】

20

30

40

太陽電池用の基板として用いる場合には、電極層20の材料としてはMoが好適であり 、電極層20の厚みは100nm以上、さらには0.45~1.0µmとすることが好ま しい。

【0057】

なお、本実施形態の設計変更例を図3に示す。図3に示すように、絶縁層14と、電極層20との間には、SLG(ソーダライムガラス)などの絶縁層18が50~200nm 程度設けられていてもよい。この絶縁層18は基板の可撓性を阻害しない程度の厚みであればよい。

【0058】

電子デバイスとして化合物半導体系の光電変換素子が形成される場合、特にCIGS系 光電変換層を備えた光電変換素子が形成される場合、CIGS系光電変換層へのアルカリ 元素供給源としてSLGからなる絶縁層18を備えた基板1 'とすることが好ましい。 【0059】

200 nm程度の絶縁層が形成されていても、切断端面近傍において陽極酸化膜に生じる亀裂が大きいため、端部領域Aにおける電極層20と金属基板10間での短絡等の問題は同様であり、切断端面15a、15bから200µm以上、より好ましくは300µm以上内側領域にのみ電極層20を備えることにより、電子デバイス形成時の信頼性を高めることができる。

[0060]

「第2の実施形態の電子デバイス用基板」

図4は第2の実施形態の電子デバイス用基板2を模式的に示す斜視図である。第1の実施形態の電子デバイス用基板1と同様の要素には同一符号を付し、詳細な説明は省略する

[0061]

本実施形態の電子デバイス用基板2は、金属基板10'と、その表面および裏面に備えられた絶縁層14、14'とからなる絶縁層付金属基板15'と、その一方の絶縁層14 上に設けられた電極層20とを備えてなる。

[0062]

本実施形態の電子デバイス用基板2は、図4に示すように、金属基板10'が、基材1 1の両面にA1材12、12'を有する3層構造を有し、両A1材11および11'の表 面を陽極酸化することにより、A1の陽極酸化膜14、14'が両表面にそれぞれ電気絶 縁層として形成されてなるものである。すなわち、絶縁層付金属基板15'は、陽極酸化 膜14/A1材12/基材11/A1材12'/陽極酸化膜14'の5層構造を有する。 【0063】

電極層20は、一方の陽極酸化膜14上にのみ形成されている。また、絶縁層付金属基板15[,]は矩形状であり、その対向する二辺の端部領域Aを除く部分にのみ電極層20が 設けられている。

[0064]

電極層20の形成範囲は第1の実施形態と同様であり(図2参照。)、本実施形態の電 子デバイス用基板2も第1実施形態のものと同様の効果を得ることができる。

【0065】

「第3の実施形態の電子デバイス用基板」

図5は第3の実施形態の電子デバイス用基板3を模式的に示す斜視図である。ここでも 第1の実施形態の電子デバイス用基板1と同様の要素には同一符号を付し、詳細な説明は 省略する。

[0066]

本実施形態の電子デバイス用基板3は、図1に示した第1の実施形態の電子デバイス用 基板1と同様の絶縁層付金属基板15を備えているが、絶縁層付金属基板15上において 、端部領域Aにも電極層21が設けられている点で第1の実施形態の電子デバイス用基板 1と異なる。

(9)

30

10

[0067]

電極層20と電極層21とは、スクライブライン22により電気的に分離されている。 電極層20と電極層21とは、絶縁層付金属基板15に同時に連続的な一様層として形成 され、その後、レーザースクライブ処理がなされてスクライブライン22により分離する ことができる。

【0068】

なお、ロール・トゥ・ロール方式による作製工程において、その後に切断する切断予定 位置から距離dの位置にスクライプライン22を形成し、その後切断予定位置で切断して もよいし、切断した後に、切断端面から距離dの位置にスクライブライン22を形成する ようにしてもよい。

【0069】

図6を参照して、スクライブライン22の形成領域について説明する。図6は、基板1 5の端部領域Aとスクライブライン22の形成位置との関係を示す断面図である。

【0070】

図 6 に示すように、切断端面 1 5 a から距離 d より内側に電極層 2 0 が形成されるよう に、スクライブライン 2 2 が形成されている。

[0071]

距離dは、200µm以上であり、300µm以上であることがより好ましい。

【0072】

上記のようにしてスクライブライン22により電極層20、21が分離されているので、本実施形態の電子デバイス用基板3についても、第1、第2の実施形態と同様の効果を 得ることができる。

【0073】

なお、本実施形態の電子デバイス用基板3の設計変更例として、第2の実施形態のデバ イス用基板2と同様に、基材11の両面にA1材12および陽極酸化膜14を備えた絶縁 層付金属基板15'を備えるものとすることができる。また、電子デバイスとして光電変 換回路を形成する場合には、図3と同様に、陽極酸化膜14と電極層20との間にSLG 層を備えることが好ましい。

【0074】

以下、上述した電子デバイス用基板を備えた本発明の実施形態に係る光電変換装置につ 30 いて説明する。

【0075】

「第1の実施形態の光電変換装置」

図7は、第1の実施形態の光電変換装置である集積型の太陽電池5の一部を示す断面図 である。

【0076】

本実施形態の太陽電池5は、化合物半導体からなる光電変換層30を備えた太陽電池で あり、多数の光電変換素子構造を電気的に直列接続することで高電圧出力とした集積型の 太陽電池である。

【0077】

本実施形態の太陽電池5は、図1に示す電子デバイス用基板1の電極層20上に化合物 半導体からなる光電変換層30とバッファ層40と表面電極(透明電極)50とが順次積 層されてなるものである。

【0078】

ここでは、電子デバイス用基板1の電極層20に対してスクライブ処理を行い、図8に 示すように、その電極層20を短冊状の複数の領域20aに分離するスクライブライン2 5が形成されたものが用いられている。この電極層20(20a)は、光電変換素子の裏 面電極として機能することとなる。

[0079]

図7に示すように、光電変換層30は、スクライブライン25を埋め込むようにして電 50

10

極層20(20a)上に形成され、さらにバッファ層40が光電変換層30上に形成されている。バッファ層40と光電変換層30には、裏面電極に至る第2のスクライブライン28が、スクライブライン25とは異なる位置に該スクライブライン25と平行に形成されており、この第2のスクライブライン28を埋め込むようにして透明電極層50が形成されている。透明電極層50には、透明電極層50、バッファ層40および光電変換層30を貫通し電極層20に至る第3のスクライブライン29が、スクライブライン25、28と平行かつ異なる位置に形成されている。

[0080]

本実施形態の太陽電池5は、第2のスクライブライン28に透明電極層50が充填され ていることにより、ある素子(セル)Cの表面電極50が隣接する素子Cの裏面電極層2 0に直列接続したものとなり、多数の素子Cが集積化された光電変換回路を有するものと なっている。

[0081]

すなわち、本実施形態の太陽電池5においては、図7に示すように、切断端面15aから距離dの端部領域Aには、電極層20、光電変換層30、バッファ層40、電極層50が形成されておらず、距離dよりも基板内方にのみ各層は形成されている。

[0082]

距離dは、200μm以上であり、300μm以上であることがより好ましい。

【0083】

太陽電池5は、長尺な金属基板に対して陽極酸化処理がなされ、電極層が形成された後 、切断して上述の電子デバイス用基板1を形成する前に、長尺基板のまま、さらにロール ・トゥ・ロール方式により各層が形成され、その後切断されて作製される。

【0084】

より詳細には、電極層20上に光電変換層30、バッファ層40が積層され、スクライ ブライン28を形成するためのスクライブライン処理がなされ、さらに透明電極層50が 積層され、スクライブライン29を形成するためのスクライブライン処理がなされ、その 後、長尺基板の巻き出し方向に垂直に切断されて作製される。

【0085】

上記作製工程の際、絶縁層14上の端部領域Aにマスクを形成した状態で各層(電極層20~透明電極層50)の積層工程、スクライブ工程等を実施した後に、マスクを除去することにより、端部領域A除く領域のみに各層を備えたものとすることができる。 【0086】

30

40

10

20

あるいは、端部領域Aにマスクを形成することなく、絶縁層14上に一様に各層の積層 工程、スクライブ工程等を実施し、最後のスクライブ工程時に、その後に切断する切断予 定位置から距離dの範囲の積層部分を除去し、その後、切断予定位置で切断することによ り、端部領域Aを除く領域のみに各層を備えたものとしてもよいし、端部領域Aの積層部 分を除去する前に、所望の位置で切断した後に、切断端面から距離dの範囲の端部領域A に形成された各層の積層部分をレーザースクライブ等により除去することにより、端部領 域Aを除く領域のみに各層を備えたものとしてもよい。

【0087】

既述の通り、光電変換回路を、切断端面よりも200µm以上内側にのみ備えることにより、切断に伴い陽極酸化膜14に生じる亀裂の影響をほとんど受けず、電極層20と金属基板10間で高い絶縁性を維持できることができるため、太陽電池として高い信頼性を得ることができる。

[0088]

さらには、光電変換回路を、切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えることにより、上述の亀裂の影響をさらに低減することができ、より高い信頼性を得ることができる

【 0 0 8 9 】

なお、上記実施の形態の光電変換装置においては、上述の第1の実施形態の電子デバイ 50

ス用基板1を備えるものとしたが、上述の第1の実施形態の設計変更例として説明したS LG層18を備えた基板1'を備えることにより、光電変換層にアルカリイオンを拡散さ せることができ、光電変換率向上効果を得ることができ、より好ましい。 【0090】

また、上述の第2の実施形態の電子デバイス用基板を備える構成としてもよい。

【0091】

以下、太陽電池5の各層の詳細について説明する。

[0092]

(光電変換層)

光電変換層30は光吸収により電荷を発生する層であり、化合物半導体からなるもので ある。なお、光電変換層30を、絶縁層付金属基板上に下部電極を介して成膜する際には 、基板温度500 以上の条件下で成膜を行う。500 以上の成膜温度で成膜すること により、光吸収特性および光電変換特性の良好な光電変換層を得ることができる。

【0093】

光電変換層30の主成分は特に制限されず、少なくとも1種のカルコパイライト構造の 化合物半導体であることが好ましい。このとき、化合物半導体は、Ib族元素とIIIb族元 素とVIb族元素とからなる少なくとも1種の化合物半導体であることが好ましい。 【0094】

特に、光吸収率が高く、高い光電変換効率が得られることから、Ib族元素が、CuおよびAgからなる群より選択された少なくとも1種からなり、IIIb族元素が、Al,GaおよびInからなる群より選択された少なくとも1種からなり、VIb族元素が、S,Se,およびTeからなる群から選択された少なくとも1種からなるものであることが好ましい。

【0095】

上記化合物半導体の具体例としては、

CuAlS², CuGaS², CuInS²,

CuAlSe₂, CuGaSe₂, CuInSe₂(CIS),

 $AgAlS_2$, $AgGaS_2$, $AgInS_2$,

AgAlSe₂, AgGaSe₂, AgInSe₂,

AgAlTe₂, AgGaTe₂, AgInTe₂,

C u (I n 1 - x G a x) S e 2 (C I G S) , C u (I n 1 - x A l x) S e 2 , C

u (In1-xGax) (S,Se)2,

Ag(In1-xGax)Se2,およびAg(In1-xGax)(S,Se)2等 が挙げられる。

【0096】

光電変換層30は、CuInSe2(CIS)、および/またはこれにGaを固溶した Cu(In,Ga)Se2(CIGS)を含むことが特に好ましい。CISおよびCIG Sはカルコパイライト結晶構造を有する半導体であり、光吸収率が高く、高い光電変換効 率が報告されている。また、光照射等による効率の劣化が少なく、耐久性に優れている。 【0097】

CIGS層の成膜方法としては、多源同時蒸着法、セレン化法等いかなる方法を用いて もよい。

[0098]

また、光電変換層30の主成分は、II-VI族化合物半導体であるCdTeあってもよ い。CdTeからなる光電変換層は、A1陽極酸化膜上に下部電極として金属や黒鉛電極 を設け、その上に近接昇華法により成膜することができる。近接昇華法とは、CdTe原 料を真空下で600 程度にし、その温度より低温にした基板上にCdTe結晶を凝縮さ せる手法である。

【0099】

光電変換層 3 0 の膜厚は特に制限されず、1.0~3.0μmが好ましく、1.5~2 50

(12)

40

20

【 0 1 0 0 】

(バッファ層)

バッファ層40は、CdS、ZnS、Zn(S,O)、あるいはZn(S,O,OH) 、を主成分とする層からなる。例えば、CBD法(化学浴析出法)により作製することが できる。バッファ層40の膜厚は特に制限されず、10nm~0.5µmが好ましく、1 5~200nmがより好ましい。

[0101]

(透明電極)

透明電極層 5 0 の材料は、特に制限されないが、 Z n O: A 1 等の n - Z n O 等が好ま 10 しい。また、透明電極層 5 0 の膜厚は特に制限されず、 5 0 n m ~ 2 µ m が好ましい。

【0102】

(その他の層)

太陽電池5は必要に応じて、上記で説明した以外の任意の層を備えることができる。 【0103】

また、モジュール化の際には必要に応じて、カバーガラス、保護フィルム等を取り付け ることができる。

【0104】

モジュール化に際しては、一般に、接着充填層を介して表面保護フィルム、バックシート等がラミネートされる。この際、接着充填層が、太陽電池5の基板端部において陽極酸 化膜14が露出している部分に接着されていることが、表面リーク電流を抑制する観点から好ましい。接着充填層としては、EVA(エチレンビニルアセテート)が好適に用いられる。

[0105]

「第2の実施形態の光電変換装置」

図9は、第2の実施形態の光電変換装置である集積型の太陽電池6の一部を示す断面図である。

[0106]

本実施形態の太陽電池6は、上述の太陽電池5と同様に、化合物半導体からなる光電変換層30を備えた太陽電池であり、多数の光電変換素子構造を電気的に直列接続すること で高電圧出力とした集積型の太陽電池である。

本太陽電池6は、電子デバイス用基板3に対して、上記第1の実施形態の太陽電池5の 場合と同様に、スクライブ処理を行い、電極層20を短冊状に複数の領域に分離するスク ライブライン25を形成したものを備えてなり、絶縁層付金属基板15上の端部領域Aに も電極層21、光電変換層30、バッファ層40および透明電極層50の各層が積層され てなる積層部を備えている点で第1の実施形態の太陽電池5と異なる。

[0108]

この端部領域Aに設けられている積層部分は、スクライブライン22により内方に設け られている素子Cと電気的に分離されている。太陽電池の素子(光電変換回路)として機 能するのは、スクライブライン22より基板内側に設けられている素子のみであり、端部 領域Aに設けられている積層部分は太陽電池6の素子として機能するものではない。 【0109】

40

50

20

30

図9に示すように、スクライブライン22は、切断端面15aから距離dより内側に光 電変換回路が配置されるように、形成されている。

[0110]

距離dは200µm以上であり、300µm以上であることがより好ましい。

[0111]

太陽電池6は、上記第1実施形態の太陽電池5と同様に、長尺な金属基板に対して陽極酸化処理がなされ、電極層が形成された後、切断して上述の電子デバイス用基板を形成す

(13)

る前に、長尺基板のまま、さらにロール・トゥ・ロール方式により各層が形成され、その 後切断されて作製される。より詳細には、電極層20上に光電変換層30、バッファ層4 0が積層され、スクライブライン28を形成するためのスクライブライン処理がなされ、 さらに透明電極層50が積層され、スクライプライン29を形成するためのスクライブラ イン処理がなされ、その後、長尺基板の巻き出し方向に垂直に切断されて作製される。 【0112】

上記作製工程の際、絶縁層14上に一様に各層の積層工程、スクライブ工程を実施し、 最後のスクライブ工程時に、その後に切断する切断予定位置から距離dの位置にスクライ ブライン22を形成し、その後切断予定位置で切断することにより図9に示す太陽電池を 作製することができる。

【0113】

なお、スクライブライン22を形成する前に所定位置で切断し、その後、さらなるスク ライブ工程により切断端面から距離dの位置にスクライブライン22を形成するようにし てもよい。

【0114】

本実施形態においても、光電変換回路を、切断端面よりも200µm以上内側にのみ備 えることにより、切断に伴い陽極酸化膜14に生じる亀裂の影響をほとんど受けず、電極 層20と金属基板10間で高い絶縁性を維持できることができるため、太陽電池として高 い信頼性を得ることができる。

[0115]

さらには、光電変換回路を、切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えることにより、上述の亀裂の影響をさらに低減することができ、より高い信頼性を得ることができる

[0116]

<検証実験>

以下、本発明についての検証実験について説明する。

(絶縁層付金属基板の作製方法)

冷間圧延法により作製された、 A 1 (3 0 µm) / S U S (1 0 0 µm) / A 1 (3 0 µm)) クラッド板を金属基板として用いた。 A 1 の純度は 9 9 . 5 % のものを用い、陽極酸化 処理を施した。

【0118】

陽極酸化処理前に、金属基板をアセトン、エタノールにて洗浄した。陽極酸化処理の電 解液として、0.5Mシュウ酸水溶液を用いた。シュウ酸水溶液を16 に温調し、基板 を水溶液中に浸漬させ、対極(陰極)としてA1板を用い、印加電圧40Vにて陽極酸化 を実施した。陽極酸化膜(酸化アルミ)の膜厚が10µmになるように陽極酸化を行った

0

[0119**]**

(切断処理)

上記処理を施して形成された金属基板表面に陽極酸化膜を備えた基板を3cm角に切り 出(切断)した。切断には押し切りカッターを用いた。

【0120】

(切断端面の観察)

切断端面を観察したところ、切断部周辺の陽極酸化膜に亀裂が発生していることが認められた。図10は切断端面近傍の顕微鏡写真である。図10に示すように、基板の端面から亀裂(クラック)が生じていることが分かる。

【0121】

3 c m 各に切り出した複数の基板から、切断端面から亀裂が浸入する長さを測定した。 マイクロステージ上にサンプルを置き、上方から基板端面にフォーカスを合わせた後、マ イクロステージで顕微鏡視野内の最大亀裂侵入長を測定した。

(14)

20

10

30

(15)

[0122]

図11は、複数の基板(サンプル数13)についての切断端面から亀裂が侵入する長さ (亀裂浸入長)を、縦軸に累積確率(%)、横軸にクラック(亀裂)侵入長(µm)とし て、ワイブルプロットを行ったものである。

【0123】

測定値は図示の直線に沿って分布しており、ワイブル分布に従うものとなっている。 【0124】

図11に示す確率分布プロットから明らかなように、切断端面から最大侵入長160µ mの亀裂が確認された。図11に示すように亀裂侵入長はワイブル分布に従うので、侵入 長が160µmを超える亀裂が発生する確率は、10%未満であり、切断端面から160 µm超の領域であれば、亀裂の影響は非常に低いといえる。また、図11から、亀裂の侵 入長が200µm未満である累積確率が99%超であり、200µm以上の亀裂が生じる 確率は1%未満であることから、望ましくは200µm以上、さらには300µm以上切 断端面から離れた領域であれば、亀裂の影響はほとんどないと考えられる。 【0125】

10

.0

なお、陽極酸化膜の厚みにより亀裂侵入長は変化する可能性があるが、少なくとも陽極酸化膜が5µm~18µmの範囲においては、ほぼ同様の結果が得られた。

【0126】

(絶縁破壊の切断端面からの距離依存性)

上記のようにして得られた3cm角の絶縁層付金属基板について、絶縁層(陽極酸化ア 20 ルミ)上にMo電極を成膜して耐電圧を測定した。

【0127】

このとき、図12に示すように、基板100の切断端面101から距離dµmマスクし、距離dµmよりも内側にのみMo電極102を形成した。電極面積は1cm²とした。 電極102は基板100の他の端部からの影響がないように、他の端部から十分な距離(5mm以上)離して形成した。また、基板表面の陽極酸化膜を一部除去して陽極酸化膜の 下層の金属層部(金属基板)を露出させてテスタ接続領域104を形成した。

[0128]

距離dの異なる複数のサンプルを作製し、絶縁性能を検証した。

【0129】

各サンプルについて、陽極酸化層の下層である金属層部(テスタ接続領域104)とM o電極102との間の抵抗をテスタで測定し、1M 以上であれば良()、1M 未満 であれば不良(x)と評価した。

[0130]

評価結果を表1に示す。

【表1】

d [um]	判定
0	×
70	×
90	×
140	0
160	×
200	0
300	0
395	0
780	0
1000	0

【0131】

表1のように、切断端面からの距離dが200µm以上のサンプルでは全て良好な結果が得られた。

[0132]

この結果は、図11に示した亀裂侵入長の結果と一致しており、陽極酸化膜を絶縁層と して十分機能を発揮させるためには、切断端面から200µm以上離した領域に電極層、 電子デバイス等を形成する必要があることが明らかである。

【 0 1 3 3 】

以上の検証により、本発明の電子デバイス用基板のように、切断端面から200µm以 上離れた基板内方領域にのみ電極層を備える、あるいは、切断端面から200µm以上離 れた基板内包領域と端部領域との間をスクライブラインにより電気的に分離した電極層を 備えることにより、基板内方領域上の電極層と、絶縁層下の金属基板とは良好な絶縁性を 有するものとすることができることが明らかになった。

【0134】

なお、このような基板上に電子デバイスを備えた場合には、金属基板と電極層間の耐電 圧性が高いので、高い信頼性を有することは明らかである。

【符号の説明】

【0135】

1、2、3 電子デバイス用基板

5、6 太陽電池(光電変換装置)

- 10、10'金属基板
- 11 金属基材
- 12、12' A1材
- 14、14' 陽極酸化膜
- 15 絶縁層付金属基板
- 20 電極層
- 22 スクライブライン
- 30 光電変換層
- 40 バッファ層
- 50 透明電極層

10









【図5】







【図7】













フロントページの続き

Fターム(参考) 5F151 AA10 BA14 BA15 EA03 EA09 EA10 EA11 EA16 EA18 EA19 FA02 FA06 FA13 FA15 GA03 JA03 JA04 JA05 JA06

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載 【部門区分】第7部門第2区分 【発行日】平成25年3月7日(2013.3.7) 【公開番号】特開2012-23180(P2012-23180A) 【公開日】平成24年2月2日(2012.2.2) 【年通号数】公開・登録公報2012-005 【出願番号】特願2010-159517(P2010-159517) 【国際特許分類】 H 0 1 L 31/04 (2006.01) (FI) H 0 1 L 31/04 Е 【手続補正書】 【提出日】平成25年1月18日(2013.1.18) 【手続補正1】 【補正対象書類名】特許請求の範囲 【補正対象項目名】全文 【補正方法】変更 【補正の内容】 【特許請求の範囲】 【請求項1】 金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なく とも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と、 該絶縁層付金属基板上の前記切断端面よりも200μm以上内側にのみ設けられた電極 層とを備えていることを特徴とする電子デバイス用基板。 【請求項2】 前記電極層が、前記切断端面よりも300µm以上内側にのみ備えられていることを特 徴とする請求項1記載の電子デバイス用基板。 【請求項3】 前記金属基板が、A1よりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、A1材とが一体化されてなるものであることを特徴とする請求項1また は2記載の電子デバイス用基板。 【請求項4】 前記金属基材が、鉄鋼材であることを特徴とする請求項3記載の電子デバイス用基板。 【請求項5】 金属基板の表面に陽極酸化アルミナ膜を備えてなる絶縁層付金属基板であって、少なく とも一辺に切断端面を有する絶縁層付金属基板と、 該絶縁層付金属基板上の前記陽極酸化アルミナ膜上に一様に形成されてなる電極層とを 備え、 前記電極層が、前記絶縁層付金属基板の前記切断端面よりも200um以上内側の所定 位置で、端面領域と内側領域とに電気的に分離されていることを特徴とする電子デバイス 用基板。

【請求項6】

前記所定位置が、前記切断端面よりも300µm以上内側に位置していることを特徴と する請求項5記載の電子デバイス用基板。

【請求項7】

前記金属基板が、A1よりも、線熱膨張係数が小さく、かつ剛性が高く、かつ耐熱性が 高い金属基材と、A1材とが一体化されてなるものであることを特徴とする請求項5また は6記載の電子デバイス用基板。 【請求項8】

前記金属基材が、鉄鋼材であることを特徴とする請求項<u>7</u>記載の電子デバイス用基板。 【請求項9】

請求項1から4いずれか1項記載の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 とを備え、

前記電極層、前記光電変換層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とする光電変換装置。

【請求項10】

請求項5から8いずれか1項記載の電子デバイス用基板と、

該電子デバイス用基板の前記電極層上に順次設けられた、光電変換層および透明電極層 とを備え、

前記光電変換層および前記透明電極層が、前記電極層と共に、前記所定位置で、端面領 域と内側領域とに分離されており、該内側領域に形成された、前記電極層、前記光電変換 層および前記透明電極層により光電変換回路が形成されていることを特徴とする光電変換 装置。

【請求項11】

前記光電変換層が、化合物半導体からなるものであり、

該光電変換層と前記透明電極層との間にバッファ層を備えてなることを特徴とする請求 項9または10記載の光電変換装置。